

第6章 介護保険料の考え方

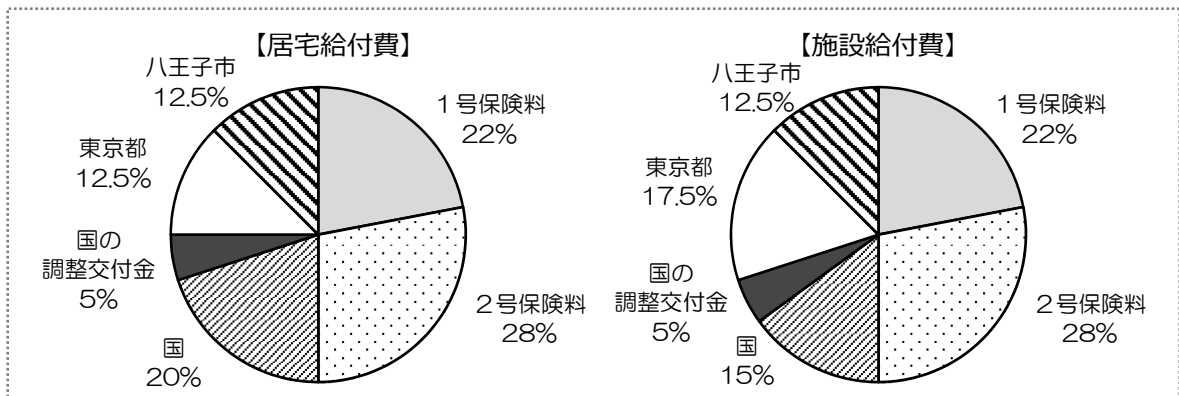
1 第6期介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料負担割合

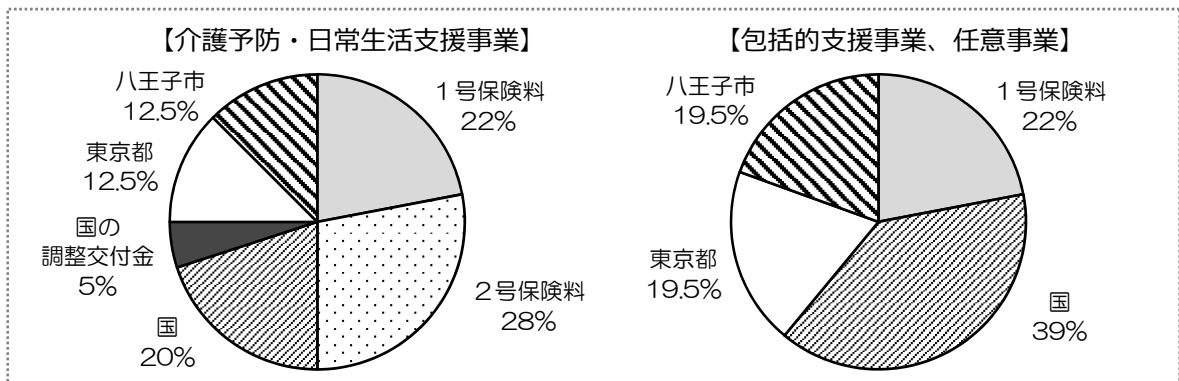
保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・都・本市の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として二分の一を公費で、残る二分の一を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。なお、包括的支援事業等については第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。第6期介護保険事業計画期間における負担割合は、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%となっています。

介護費用の負担区分



地域支援事業の負担区分



したがって、第6期においては今後3年間の保険給付総額の22%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません（調整交付金の減額分を除く）。

（2）調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者加入割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本市では被保険者における後期高齢者加入割合が全国平均よりも低く、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高いため、交付割合は5%を下回っています。この調整交付金の減額分は、第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

第6期介護保険事業計画においては、本市の調整交付金の交付割合を2.21%（3年平均）と推計しており、5%との差である2.79%分は第1号被保険者の負担割合（22%）に加算してご負担いただかなければなりません。

（3）介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて事業計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者の皆様に安定して保険給付を提供するよう努めています。

基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的として適切ではありません。そこで、第6期においては、基金残高約7億円のうち安定的な保険運営のために必要な残額水準を除いた約3億円を取崩し、保険料負担の軽減を図ります。

(4) 財政安定化基金

計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・都・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本市では、適切に保険給付費を見込み安定的な介護保険制度運営を図っており、第5期介護保険事業計画期間において資金不足は生じていないことから借入は行っていません。

2 保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行った上で保険料を定めています。所得段階別保険料を定める際には所得段階ごとの人数分布を勘案し、ある所得段階の保険料を軽減した場合には、他の所得段階の保険料を引き上げ、全体で第1号被保険者の負担割合を確保できるよう定めなければなりません。

第6期では第5期に引き続き、所得段階別人数分布を見直すほか、安定した保険給付を実現するため所得段階の区分金額や保険料率の見直しを図ります。

介護保険法における所得段階は第5期までは6区分が標準となっていますが、本市では市民税課税層の区分を細分化し、多段階化を図ることで負担能力に応じた保険料設定を行うため、14区分への多段階化を図りました。第6期では9区分が標準となる一方、第1・2所得段階が一体化され、本市では高額所得者に対して1区分追加しています。

また、本人所得の多い被保険者の料率を上げることで低所得者への配慮を行い、更に第1・2所得段階については3年目の平成29年度に軽減措置を強化します。

保険料の所得段階別設定

所得段階	対象者	保険料率
第1	生活保護受給者及び市民税世帯非課税の老齢福祉年金の受給者	0.45
第2	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	0.45
特例第3	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120 万円以下の方	0.60
第3	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方	0.65
特例第4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	0.90
第4	本人が市民税非課税で、上記以外の方 (基準額)	1.00
第5	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方	1.10
第6	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円未満の方	1.25
第7	本人が市民税課税で、合計所得金額が 250 万円未満の方	1.40
第8	本人が市民税課税で、合計所得金額が 350 万円未満の方	1.55
第9	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円未満の方	1.70
第10	本人が市民税課税で、合計所得金額が 700 万円未満の方	1.85
第11	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円未満の方	2.10
第12	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.35

被保険者の負担能力に応じた多段階化

所得段階	対象者	平成27・28年度保険料率	平成29年度保険料率
第1	生活保護受給者及び市民税世帯非課税の老齢福祉年金の受給者		
第1	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	0.45	0.30
第2	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120 万円以下の方	0.60	0.50
第3	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方	0.70	0.70
第4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	0.90	0.90
第5	本人が市民税非課税で、上記以外の方 (基準額)	1.00	1.00
第6	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.15	1.15
第7	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円未満の方	1.30	1.30
第8	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円未満の方	1.45	1.45
第9	本人が市民税課税で、合計所得金額が 350 万円未満の方	1.60	1.60
第10	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円未満の方	1.75	1.75
第11	本人が市民税課税で、合計所得金額が 700 万円未満の方	1.90	1.90
第12	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円未満の方	2.15	2.15
第13	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円未満の方	2.40	2.40
第14	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上の方	2.65	2.65

- ※ 課税年金収入額：課税対象となる老齢（退職）年金のことで、遺族年金・障害年金は含まれません。
- ※ 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額の合計の事で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）や特別控除、損失の繰り越し控除をする前の金額です。土地建物や株式の譲渡所得も合計所得金額に含まれます。そのため、土地建物や株式を譲渡した翌年の所得段階（保険料）が一時的に上昇する場合があります。なお、合計所得金額が0円を下回った場合は0円とみなします。
- 第6期では保険料が同額であった第5期の第1所得段階と第2所得段階の一体化を行います。また、第6期の新第1所得段階と新第2所得段階については平成29年度に料率を下げ負担軽減を行います。
- 各所得段階の区分金額と料率の見直しを行い、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料設定とします。

3 第6期保険料の基準額

(1) 保険料基準額の算定方法

第6期保険料基準額の算定は下記のとおりです。

はじめに今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(22%)を乗じて第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)、都の財政安定化基金への償還金(E)を加算し、基金取崩の額(F)を差し引きます。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

項目	金額
標準給付費+地域支援事業費計〔A〕	117,095,946千円
第1号被保険者負担分相当額〔B〕 = 〔A〕×22.0%	25,761,108千円
調整交付金相当額〔C〕	5,689,171千円
調整交付金見込額〔D〕	2,460,245千円
財政安定化基金償還金〔E〕※	0千円
介護給付費準備基金取崩額〔F〕	335,000千円
保険料収納必要額〔H〕 = 〔B〕 + 〔C〕 - 〔D〕 + 〔E〕 - 〔F〕	28,655,034千円

項目	数値
保険料収納必要額(H)	28,655,034千円
予定保険料収納率(I)	98.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)※	450,627人
第5期の1号被保険者の介護保険料の基準額 保険料(K)(月額) (K) = (H) ÷ (I) ÷ (J) ÷ 12か月	5,407円

※ 本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。

※ 第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(=所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。

第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者	平成27・28年度		平成29年度	
		保険料率	保険料	保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税の老齢福祉年金の受給者 市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.45	29,200円 (月額2,433円)	0.30	19,500円 (月額1,625円)
第2段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方	0.60	38,900円 (月額3,242円)	0.50	32,400円 (月額2,700円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方	0.70	45,400円 (月額3,783円)	0.70	45,400円 (月額3,783円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.90	58,400円 (月額4,867円)	0.90	58,400円 (月額4,867円)
第5段階	本人が市民税非課税で、上記以外の方	1.00	64,900円 (月額5,407円)	1.00	64,900円 (月額5,407円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15	74,600円 (月額6,217円)	1.15	74,600円 (月額6,217円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の方	1.30	84,400円 (月額7,033円)	1.30	84,400円 (月額7,033円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円未満の方	1.45	94,100円 (月額7,842円)	1.45	94,100円 (月額7,842円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円未満の方	1.60	103,800円 (月額8,650円)	1.60	103,800円 (月額8,650円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円未満の方	1.75	113,600円 (月額9,467円)	1.75	113,600円 (月額9,467円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円未満の方	1.90	123,300円 (月額10,275円)	1.90	123,300円 (月額10,275円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の方	2.15	139,500円 (月額11,625円)	2.15	139,500円 (月額11,625円)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円未満の方	2.40	155,700円 (月額12,975円)	2.40	155,700円 (月額12,975円)
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	2.65	172,000円 (月額14,333円)	2.65	172,000円 (月額14,333円)

※ 基準額（年額）は64,887円です。各所得段階の保険料（年額）は、基準額（年額）に保険料率をかけて100円単位で端数処理しています（50円未満切り捨て、50円以上切り上げ）。

※ 保険料（月額）は、第5段階を除き年額を12か月で割ったものを表示しています（小数点以下四捨五入）。

保険料基準額 5,407 円の内訳は、次のとおりです。

区分	第5期（平成 24～26 年度）			第6期（平成 27～29 年度）		
	負担割合	保険料必要額 （千円）	保険料 ／月（円）	負担割合	保険料必要額 （千円）	保険料 ／月（円）
標準給付費	21.0%	20,185,825	4,328	22.0%	24,439,847	4,612
地域支援事業費	21.0%	560,937	120	22.0%	1,321,261	249
調整交付金の不足分		2,566,484	550		3,228,926	609
市町村特別給付等		-	-		-	-
保険料必要額 計		23,313,246	4,998		28,990,034	5,470
給付準備基金取り崩し		200,000	△43		335,000	△63
財政安定化基金 取り崩し交付額		263,657	△57			
保険料基準額（月額）			4,898			5,407

（２）保険料の減免・徴収猶予

震災・火災などの災害で著しい損害が生じた、あるいは世帯の生計を主として維持する方の長期入院などで収入が著しく減少し、介護保険料の支払いが困難になった場合は、申請にもとづいて保険料の減免や徴収猶予を行います。

4 利用者負担の軽減

(1) 特定入所者介護サービス費の支給

(食費・居住費の利用者負担額減額制度)

介護保険施設、短期入所サービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）は原則として全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は負担限度額までの自己負担とするものです。超えた分は「特定入所者介護サービス費（補足給付）」として介護保険から給付します。

なお、平成27年8月から、新たに資産を勘案する等の見直しを行い、より受給者の負担能力に応じた段階区分となるよう制度改正が行われます。

負担限度額（日額）

利用者負担段階		食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記第1、2段階以外の方	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※ 通所サービスにおける食事負担は除きます。

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

(2) 高額介護サービス費の支給

同月内に利用したサービスの利用者負担（1割または2割）の合計金額が高額になり利用者負担の上限額を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。同じ世帯内にサービス利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担の合計額が、上限額を超えた分について支給します。

高額介護サービス費の区分と上限額

所得区分	上限額
現役並み所得者	44,400 円
市民税課税世帯の方	37,200 円
世帯全員が市民税非課税の方	24,600 円
①本人の課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円以下の方 ②老齢福祉年金受給者の方	15,000 円 (個人)
生活保護受給者	15,000 円

- ※ 区分支給限度基準額を超える利用者負担分及び福祉用具購入、住宅改修、施設サービスでの食費・居住費日常生活費などは対象になりません。
- ※ 現役並み所得者…平成 27 年 8 月から上限額に「現役並み所得者」が新設されました。

(3) 高額医療合算介護サービス費の支給 (高額医療・高額介護合算制度)

介護保険と医療保険両方の自己負担額が高額になった場合は、限度額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。同じ医療保険の世帯内で、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、年間(8月～翌年7月)自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額)を合算した額が、医療保険者の設定した限度額を超えたときに該当となります。

(4) 生計困難者等に対する介護保険利用者負担軽減制度

本市では、所得が低く生計が困難な方に対し、介護保険サービスの利用者負担額を軽減しています。収入及び預貯金額が少なく、親族の扶養を受けていないなど、生計が困難な利用者が、利用者負担額の軽減を行っている事業者で対象となる介護サービスを受けるとき、サービス利用にかかる介護費負担・食費負担・居住費(滞在費)負担が四分之三(老齢福祉年金受給者は二分の一)に軽減される制度です。

生活保護受給者においては、特養・短期入所生活介護(予防含む)において個室を利用する場合のみ軽減が適用され、居住費(滞在費)負担の全額が軽減されます。

軽減額の半額を事業者が負担する制度のため、軽減制度の対象となる事業者は限られていますが、市では引き続き本事業への協力を各事業者に求めています。